行 政制 度調整表

専門部会	1	総務部会	分 類	2	行政区・自治会
分科会	1	総務分科会	調整項目	2	区長制度

中条町担当	総務課	庶務係	担当者名	
黒川村担当	総務課	庶務係	担当者名	

	現 況	ᄪᅠᅘᆠᄾ	備考	
記載事項	中条町	黒川村	調整方針	1年 · 考
区長制度	区長の形態 ・名 称:区長 ・身分等:地区・町内の代表が推薦した者をもって町長が委嘱 非常勤特別職、任期は1年(毎年4月1日~翌年3月 31日再任妨げない) ・人 数(行政区数):105人(105地区) 活動内容 ・町民に対する町広報紙等の配布並びにその他一般周知事項の伝達、回覧及び配布等に関する事務 ・町民に対する文書、その他の送達に関する事務 ・選挙公報等に関する事務 ・町から出される諸指示、諸注意又は行事等の周知徹底に関する事務 ・町民の申し出、要望その他行政事務上の連絡斡旋に関する事務 ・地区・町内の世帯、人員の把握及び異動手続等の指導に関する事務 ・地区・町内の世帯、人員の把握及び異動手続等の指導に関する事務	区長の形態 ・名 称:区長 ・身分等:行政区の推薦に基づき村長が委嘱 非常勤特別職 任期は1年(4月1日~翌3月31日・再任を妨げない) ・人 数(行政区数):31人(31地区)	両町村の例をもとに、合併時までに 新たな制度を構築する。 地区別区長会及び区長連絡協議会に ついては、地域の任意団体であることから、その設置について地区の意 見を参考に新市において検討する。	
	会議 4月、11月 区長報酬 中条町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定により支給 第1回分は毎年6月、第2回分は毎年9月、第3回分は毎年1 2月、第4回分は毎年3月にそれぞれ年額の4分の1相当額を支給する。 (H15予算額) 均等割 23,000円× 105人=2,415,000円 世帯割 1,800円×7,850世帯=14,130,000円 合計 16,545,000円 連合組織 ・名称:地区別区長会 ・中条地区(70人)会長、副会長2人、事務長、理事7人、監事2人	会議 3月、6月 区長報酬 黒川村特別職の職員で、非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例(昭和62年条例第4号)の規定により支給。 (H15予算額) 均等割 61,000円× 31集落=1,891,000円 世帯割 2,200円×1,610世帯=3,542,000円 合計 5,433,000円 連合組織 ・名 称:黒川村区長連絡協議会 ・全区長(31人)が所属		
	・乙地区(19人) 会長、副会長、幹事2人、監事2人 ・築地地区(16人) 会長、副会長3人、監事2人、地区環境衛生改善対策協議会 ・活動内容:視察研修、勉強会、町執行部懇談会 ・会費及び町補助金で運営	(会長1人、副会長2人、会計監事2人、幹事3人) ・活動内容:村内視察研修、県外先進地研修、研修懇談会開催 ・会費により運営	財政への影響額予算額調整後見記中条町16,545	単位:千円 込額 影響額(増減)
関係法令等	中条町区長に関する規則 中条町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例	黒川村区長の委嘱等に関する規則(昭和61年規則第11号) 黒川村特別職の職員で、非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実 費弁償に関する条例(昭和62年条例第4号)	黒川村5,433計21,978備考平成15年度当初予算ベース	

